

第 94 回定時株主総会招集に際しての
その他電子提供措置事項（書面交付省略事項）
（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）

●事業報告	
主要な借入先	1
使用人の状況	1
主要な事業所等	1
会社の株式に関する事項	2
役員等賠償責任保険契約の内容の概要	4
社外役員に関する事項	4
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況	7
会計監査人の状況	11
●連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	12
連結注記表	13
●計算書類	
貸借対照表	19
損益計算書	20
株主資本等変動計算書	21
個別注記表	22
●監査報告	
計算書類に係る会計監査人監査報告書	27



本内容につきましては、法令及び当社定款第 17 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

●事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な借入先

会社名	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	300
株式会社群馬銀行	250

(2) 使用人の状況

	使用人数	前期末比増減数（名）
国内	1,248	5
海外	1,218	4
合計	2,466	9

(3) 主要な事業所等（2025年3月31日現在）

① 当社

本店	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
支店	札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）、東京支店（中央区）、名古屋支店（名古屋市）、大阪支店（大阪市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）
開発・工場	開発本部（佐波郡）、玉村工場（佐波郡）、藤岡工場（藤岡市）※以上群馬県

② 子会社

国内	マックス販売㈱（さいたま市）、マックス高崎㈱（高崎市）、マックス常磐㈱（北茨城市）、マックス物流倉庫㈱（高崎市）、マックスエンジニアリングサービス㈱（高崎市）、㈱カワムラサイクル（神戸市）
海外	MAX USA CORP.（ニューヨーク）、MAX EUROPE B.V.（オランダ）、Lighthouse (UK) Limited（イギリス）、Lighthouse Europe B.V.（オランダ）、MAX ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、美克司香港有限公司（香港）、邁庫司（上海）商貿有限公司（上海）、MAX (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.（マレーシア）、美克司電子機械（深圳）有限公司（広東省）、美克司電子機械（蘇州）有限公司（江蘇省）、漳州立泰医療康復器材有限公司（福建省）

2. 会社の株式に関する事項

(1)株式の状況（2025年3月31日時点）

発行可能株式総数 145,983,000株

発行済株式の総数 46,537,426株

株主数 10,188名

単元株式数 100株

大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
第一生命保険株式会社	4,284	9.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,895	8.48
日本生命保険相互会社	3,762	8.19
マックス共栄会第一持株会	3,699	8.05
マックス共栄会第二持株会	3,330	7.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,879	6.26
株式会社みずほ銀行	1,834	3.99
株式会社群馬銀行	1,714	3.73
マックス従業員持株会	1,168	2.54
日本製鉄株式会社	1,044	2.27

（注）持株比率については自己株式 574,598 株を控除して算出しております。

当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	7,329株	5名

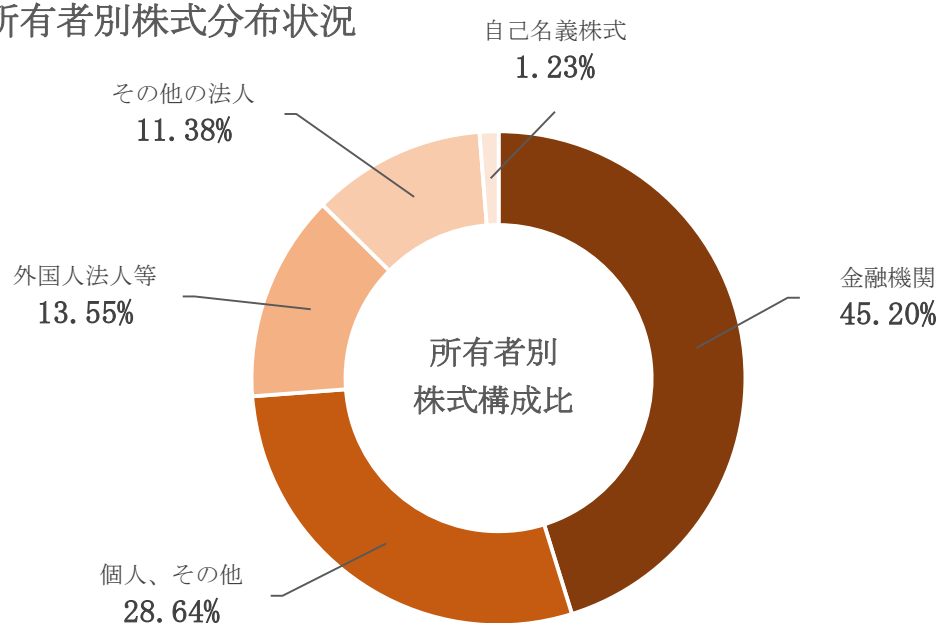
（注）1. 当社は、2023年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

これを受け、2024年7月8日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月2日付で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）5名に対し自己株式7,329株の処分を行っております。

2. 当社の株式報酬の内容については、招集ご通知・事業報告「2 - 取締役の報酬等」に記載しております。

株式分布状況 (2025 年 3 月 31 日時点)

所有者別株式分布状況



3. 会社役員に関する事項

(1) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員等です。保険料は当社で負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(2) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 倉澤 佳子

i) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である一般財団法人国際開発機構（FASID）は、当社と特別な関係はありません。

ii) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、主にサステナビリティや海外法人におけるマネジメントに係る知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、当社グループのサステナビリティの在り方及び子会社の方向性について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、当期開催の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定過程や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

iii) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

iv) その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

② 監査等委員である取締役 神田 安積

i) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所、ウイン・パートナーズ株式会社及び日本化学産業株式会社は、当社と特別な関係はありません。

ii) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回のすべてに、また監査等委員会17回のすべてに出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、機関投資家との対話の在り方及び海外子会社のリスク管理体制について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、当期開催の報酬諮問委員会に委員長または委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報

酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

iii) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

iv) その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

③監査等委員である取締役 木内 昭二

i) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である津の守坂法律事務所は、当社と特別な関係はありません。

ii) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回中16回に、また監査等委員会17回中16回に出席し、主に弁護士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、当社グループのガバナンスの在り方及び機関投資家への対応について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

また、当期開催の指名諮問委員会に委員長または委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定過程における監督機能を主導しております。

iii) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

iv) その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

④監査等委員である取締役 矢島 茉莉

i) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である矢島茉莉公認会計士事務所、株式会社じげんは、当社と特別な関係はありません。

ii) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当期開催の取締役会17回中就任後に開催された13回のすべてに、また監査等委員会17回中就任後に開催された13回のすべてに出席し、主に公認会計士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

具体的には、当社グループの会計システムや内部監査について積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性の確保や企業の信頼性向上のための適切な役割を果たしております。

iii) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

iv) その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

社外取締役各氏の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会における出席状況については以下のとおりとなります。

	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
開催回数	5 回	3 回
倉 澤 佳 子	4/4回	2/2回
神 田 安 積	-	3/3回
木 内 昭 二	5/5回	0/1回

(注) 委員長または委員としての在任期間中の開催回数に対する出席回数となります。

4. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること、及び会社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を行っています。あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引先と覚書を締結するなど、反社会的勢力との関係を遮断する体制としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会事務局において、株主総会・取締役会・その他取締役が主催する重要な会議の議事録を作成し、随時、取締役の閲覧に供しています。

これらの書類は、文書保存年限規程に基づき、適切に保存・管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営関連会議規程」を定め、定期的に開催される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、全社のリスクを抽出、把握、対応する体制を取っております。また内部監査部門が、監査の中で各部門の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会に報告し、コーポレートガバナンス委員会でのリスク管理状況は取締役会に報告され、各部門のリスク管理についての改善・進捗が全社的に図られる体制を取っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社是、経営基本姿勢に基づいた経営方針を作成し、その経営方針に基づいた中期経営計画、中期経営計画をより具体的な形とした年度事業計画を取締役会の承認を得て定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、取締役会のほか、社内の重要会議として定期的に経営会議、事業会議、事業戦略会議を開催し、意思決定の迅速化及び職務執行の効率化のための全社的な情報の共有化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5) ーイ) 当社の子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社経営に関する基本方針」において、子会社の業績、財務状況その他の重要な情報に

ついて、当社への定期的な報告を義務付けております。その報告を基に各子会社を所管する部門が各々の子会社の状況を把握し、事業会議、取締役会において子会社の業績、財務状況の報告を定期的に行っております。

(5) ーロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コーポレートガバナンス委員会を設置し、子会社を含めたグループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議する体制としております。

内部監査部門が子会社監査の中で、各子会社の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会、取締役会に報告し、各子会社のリスク管理についての改善・進捗が全社的に図られる体制としております。

(5) ーハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3 事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、その中期経営計画を具体化するために、事業年度ごとのグループ全体の短期事業計画を定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、各子会社を所管する部門と子会社の間で定期的に会議を行い、情報の共有化及び職務執行の効率性を確保する体制としております。

(5) ーニ) 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を実施しております。あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性の確保について

監査等委員会が選定する監査等委員は、社内の重要な会議に出席するなど、監査等委員会において直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員の恒久的な設置は求めておりません。監査等委員会が補助する取締役及び使用人の設置を求めた場合には、監査等委員会の求めに応じて適切な人員を配置することとしています。また、内部監査部門が、監査等委員会と連携しその職務を補助する体制としております。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）等並びに当社子会社の取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(7) ーイ) 当社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会が選定した監査等委員は、事業会議、事業戦略会議等社内の重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握しております。内部監査部門は監査結果の報告をはじめとして、内部監査から得られた情報について、監査等委員会と緊密な連携を行っております。

(7) ーロ) 当社の子会社の取締役等が会社関係者より報告を受けた事項を当社の監査等委員会に報告をするための体制

内部監査部門が定期的の子会社監査を実施し、その結果得られた情報を監査等委員会に報告しております。また内部通報制度において、通報状況については内部監査部門を通じて監査等委員会に報告される体制を取っております。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止するとともに、内部通報規程において、公益目的で報告、または相談をした場合、報告をした者が当該報告をしたことでの不利益な取扱いの禁止を定めております。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払うこととしております。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じてマックスグループの取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求めることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る内部統制の体制を整備し、維持・向上を図っております。

当事業年度において、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制

全社員が備えるべき法的スキルの教育として階層別研修及び業務別に必要な法的スキルの教育として部門別研修をそれぞれプログラム化して実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当社グループにおけるコンプライアンス行動の基準を示している「マックスグループ社員行動規範」については、国内外問わず全拠点で周知徹底を図っております。当事業年度は、全社員を対象にした業務上の「セルフチェック」実施の際に、「行動規範」の項目のチェックを行いました。

また、内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を社内外に設置しており、調査及び適切な措置の実行に備えております。

2. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、「三線ディフェンス」の考え方に則り、構築しております。

一次統制部門である事業部門やその拠点（国内、海外）が日常の内部統制・リスク管理を実施し、一次統制部門の業務の性質に応じて二次統制部門がその内部統制状況・リスク管理状況をチェックしています。そのうえで、三次統制部門である当社の内部監査部門が中心となり、国内・海外拠点について、内部監査規程等に基づいてリスク管理状況等の監査を実施し、把握した各拠点の個別リスク管理状況を、当社グループのリスク管理を担当する機関であるコーポレートガバナンス委員会にて報告しております。

コーポレートガバナンス委員会は四半期に1回、年4回開催しており、社外取締役を含む全取締役、全執行役員、二次統制部門の部門長が出席し、内部監査報告をはじめ部門別リスク管理状況・規程見直し・情報セキュリティ監査を主なテーマとして検討を実施し、リスク管理について全社的な改善・進捗を図っております。

3. 取締役の職務執行

取締役会は、中期経営計画、事業計画及び当社グループに関わる重要案件を論議・決裁し、取締役の職務執行を監督しております。職務執行を迅速に行うために取締役会の委任の下に、業務執行取締役をもって構成する経営会議を開催し、全社事業運営に関わる事業環境等様々な変化を踏まえ、取締役会への付議事項の事前検討及び全社重要案件について検討しております。

4. グループ管理体制

当社の子会社については、販売会社は国内・海外双方を営業本部が、生産会社は国内・海外双方を生産本部が所管しており、少なくとも四半期ごとに各子会社よりリスクを含めた運営状況・財務状況について、コーポレートガバナンス委員会等で報告を受け情報の共有化及び職務執行の効率化を図っております。

5. 監査等委員会の職務の執行

当社の監査等委員会は常勤1名及び社外取締役3名の4名で構成されております。4名の監査等委員は取締役会、コーポレートガバナンス委員会に出席しています。更に常勤の監査等委員は事業会議、事業戦略会議等社内の重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握し、監査等委員でない取締役と随時意見交換を行っています。

また四半期ごとの決算報告の場でレビュー及び会計処理内容について会計監査人と意見交換を行い、監査内容を含めた会計監査人の評価を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 62百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 64百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社はあずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告します。

連結株主資本等変動計算書

〔自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024 年 4 月 1 日 残 高	12,367	10,535	70,267	△2,670	90,500
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,698		△4,698
親会社株主に帰属する当期純利益			11,225		11,225
自 己 株 式 の 取 得				△2,301	△2,301
自 己 株 式 の 処 分		14		33	47
自 己 株 式 の 消 却		△31	△2,584	2,616	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	△17	3,943	348	4,273
2025 年 3 月 31 日 残 高	12,367	10,517	74,210	△2,322	94,773

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2024 年 4 月 1 日 残 高	2,721	△339	5,388	1,460	9,230	116	99,847
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,698
親会社株主に帰属する当期純利益							11,225
自 己 株 式 の 取 得							△2,301
自 己 株 式 の 処 分							47
自 己 株 式 の 消 却							—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	104	△14	468	1,344	1,903	10	1,913
当連結会計年度中の変動額合計	104	△14	468	1,344	1,903	10	6,187
2025 年 3 月 31 日 残 高	2,825	△353	5,856	2,804	11,133	127	106,034

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 19 社

主要な連結子会社名

(株)カワムラサイクル、MAX USA CORP.、MAX EUROPE B.V.、MAX ASIA PTE. LTD.、MAX (THAILAND) CO., LTD.、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.、美克司電子機械(蘇州)有限公司、Lighthouse (UK) Holdco Limited.

② 非連結子会社の数 3 社

非連結子会社名

マックスビジネスサービス(株)、(株)レンツール、マックスエンジニアリング(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社 3 社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため連結の範囲より除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当する非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

REHON INDUSTRIES SDN. BHD.、UEDA PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.、マックスビジネスサービス(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社はいずれも小規模であり、合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため持分法の範囲より除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MAX EUROPE B.V. を除く在外連結子会社の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、Lighthouse (UK) Holdco Limited、Lighthouse (UK) Limited 及び Lighthouse Europe B.V. は 12 月 31 日決算で同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、国内連結子会社及び MAX EUROPE B.V. の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有しておりません。

2) 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（賃貸不動産を含みリース資産を除く）

主に定率法を採用しています。ただし、当社及び国内連結子会社が 1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～60 年

機械装置及び運搬具 4～15 年

その他 2～20 年

2) 無形固定資産

当社及び国内連結子会社においては、主に定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社においては、従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

当社においては、役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4) 製品保証引当金

製品の自主回収及び無償保証期間に基づく修理の支払いに備えるため、合理的に見込まれる損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社では、「オフィス機器」、「インダストリアル機器」、「HCR機器」の3つを事業としております。「オフィス機器」は、事務機・文具関連製品の製造販売をしております。「インダストリアル機器」は、建築用機械器具・住宅設備機器の製造販売をしております。「HCR機器」は、介護・福祉機器の製造販売をしております。

当該販売については、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高	70 百万円
電子記録債権割引高	105 百万円
(2) 契約負債	154 百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	58,304 百万円

上記には、使用権資産に係る減価償却累計額は含まれておりません。

(4) 土地再評価差額金

当社は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、次のとおりであります。

土地 △1,571百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 46,537,426株

(2) 配当金に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,698	101	2024年3月31日	2024年6月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

1) 配当金の総額 5,239百万円

2) 1株当たり配当額 114円

3) 基準日 2025年3月31日

4) 効力発生日 2025年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、オフィス機器、インダストリアル機器及びHCR機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入及び内部留保により調達しております。

一時的な余資は定期預金等に運用し、これを上回る余資が生ずる場合には原則として安全性の高い金融資産にて運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券として保有しておりますが、主に債券及び取引先との業務に関連する株式であり、市場価格のあるものは価格変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。また、借入金には主に営業活動を継続するために必要な資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は一部を除き最長で決算日後1年以内であります。このうち、一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理マニュアル等の規定に従い、営業債権について、各事業における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様な管理手法を導入しております。

有価証券及び投資有価証券のうち債券については、有価証券運用方針(債券)に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は基本的に為替予約を実施していないため、債権、債務相殺後の外貨建て債権及び債務は為替変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業含む)の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告及び経理部の情報収集に基づき、経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の約3～4ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

「現金及び預金」「売掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	23,578	23,578	-
資産計	23,578	23,578	-

(注1) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	276
関連会社株式	81
計	358

(6) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
株式	7,064	-	-	7,064
地方債	-	1,285	-	1,285
社債	-	14,938	-	14,938
投資信託		289		289
資産計	7,064	16,514	-	23,578

（注1）上場株式、地方債、社債及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債、社債及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの事業を地域別及び収益の認識時期に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	部門			合計
	オフィス機器	インダストリアル機器	HCR機器	
地域別				
日本	11,031	33,423	2,904	47,359
アジア	8,080	1,272	348	9,701
ヨーロッパ・豪州	2,270	13,882	-	16,153
北米・中南米	495	18,130	-	18,625
外部顧客への売上高	21,878	66,707	3,253	91,839
財又はサービスの移転時期				
一時点	21,878	66,707	3,253	91,839
一定の期間			-	
外部顧客への売上高	21,878	66,707	3,253	91,839

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、「オフィス機器」、「インダストリアル機器」、「HCR機器」の3つを事業としております。「オフィス機器」は、主として日本及びアジアの顧客に対して、事務機・文具関連製品の製造販売をしております。「インダストリアル機器」は、主として日本、北米及びヨーロッパの顧客に対して、建築用機械器具・住宅設備機器の製造販売をしております。「HCR機器」は、主に日本の顧客に対して、介護・福祉機器の製造販売をしております。

取引の対価は、商品又は製品の引渡し後、国内で概ね2ヶ月、海外で概ね3ヶ月以内に受領しており、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

一部の販売子会社のオフィス機器及びインダストリアル機器における販売契約については、取引数量の達成を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれております。リベートを付して販売する場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から個別のリベート条件で計算した見積り額を控除した金額で算定しております。

当社及び一部の販売子会社のオフィス機器及びインダストリアル機器においては、金券の付与等の顧客へ支払われる対価がありますが、顧客から受領する個別の財又はサービスと交換に支払われる場合を除き、取引価格から減額しております。

履行義務の充足時点については、商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるため、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点としております。ただし、当該国内の販売については、出荷から顧客の検収までの期間が短期間であることを鑑み、出荷時点で収益を認識しております。

当社のインダストリアル機器における国内の販売契約において、引渡し後1～2年以内に生じた製品の故障に対して無償で修理を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	15,770
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	15,562
契約負債(期首残高)	68
契約負債(期末残高)	154

契約負債は、オフィス機器及びインダストリアル機器において、引渡し時に収益認識する海外顧客との販売契約の支払条件に基づき、商品及び製品の受注時に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、68百万円であります。なお、当連結会計年度中の契約負債に重要な変動はありません。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- ・ 1株当たり純資産額 2,304 円 18 銭
- ・ 1株当たり当期純利益 241 円 80 銭

7. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	53,725	流 動 負 債	17,127
現金及び預金	22,648	買掛金	4,352
受取手形	256	短期借入金	3,514
電子記録債権	1,313	リース負債	232
売掛金	15,240	未払法人税等	1,965
有価証券	3,487	未払法	1,717
商製品	12	預り保証金	1,247
製作品	7,455	預賞与引当金	959
仕掛材	917	役員賞保	2,333
原前費用	981	役製そ	104
前払貸付金	473		237
短入	409		463
未収	237		
そ貸倒引当金	295		
	△3		
		固 定 負 債	6,888
		長期借入金	125
		リース負債	330
		退職給付引当金	5,570
		製品保証引当金	248
		再評価に係る繰延税金負債	488
		資産除去債務	116
		そ	8
固 定 資 産	52,832	負 債 合 計	24,016
有形固定資産	19,042	純 資 産 の 部	
建物	8,008	株 主 資 本	80,080
構築物	423	資 本 金	12,367
機械及び装置	2,184	資 本 剰 余 金	10,517
車両運搬具	13	資 本 準 備 金	10,517
工具、器具及び備品	585	利 益 剰 余 金	59,517
土地	6,483	利 益 準 備 金	3,091
リース資産	560	その他利益剰余金	56,425
建設仮勘定	781	土地圧縮積立金	131
無形固定資産	486	償却資産圧縮積立金	34
投資その他の資産	33,304	別途積立金	33,770
投資有価証券	20,342	繰越利益剰余金	22,489
関係会社株	9,058	自 己 株 式	△2,322
長期貸付金	1,675	評価・換算差額等	2,461
敷金及び保証金	66	その他有価証券評価差額金	2,815
繰延税金資産	1,772	土地再評価差額金	△353
そ貸倒引当金	398		
	△9		
		純 資 産 合 計	82,541
資 産 合 計	106,557	負 債 ・ 純 資 産 合 計	106,557

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		79,249
売 上 原 価		46,100
売 上 総 利 益		33,149
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,531
営 業 利 益		10,617
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	156	
受 取 配 当 金	1,329	
受 取 賃 貸 料	7	
そ の 他	108	1,601
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	136	
為 替 差 損	267	
そ の 他	45	449
経 常 利 益		11,770
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	495	502
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	13	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
減 損 損 失	1	15
税 引 前 当 期 純 利 益		12,257
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,570	
法 人 税 等 調 整 額	432	3,003
当 期 純 利 益		9,253

株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	12,367	10,517	17	10,535
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			14	14
自己株式の消却			△31	△31
償却資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
当事業年度中の変動額合計	—	—	△17	△17
2025年3月31日残高	12,367	10,517	—	10,517

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	利益剰余金								
	利益準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計			
土地圧縮積 立金		償却資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
2024年4月1日残高	3, 091	131	36	33, 770	20, 516	57, 546	△2, 670	77, 779	
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△4, 698	△4, 698		△4, 698	
当期純利益					9, 253	9, 253		9, 253	
自己株式の取得							△2, 301	△2, 301	
自己株式の処分							33	47	
自己株式の消却					△2, 584	△2, 584	2, 616	－	
償却資産圧縮積立金の取崩			△1		1	－		－	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動 額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	－	－	△1	－	1, 972	1, 970	348	2, 301	
2025年3月31日残高	3, 091	131	34	33, 770	22, 489	59, 517	△2, 322	80, 080	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	2,709	△339	2,369	80,149
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△4,698
当期純利益				9,253
自己株式の取得				△2,301
自己株式の処分				47
自己株式の消却				—
償却資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	105	△14	91	91
当事業年度中の変動額合計	105	△14	91	2,392
2025年3月31日残高	2,815	△353	2,461	82,541

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

・移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有しておりません。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)については、1998年3月31日以前に取得したものは旧定率法、1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものは旧定額法、2007年4月1日以降に取得したもののについては定額法によっております。

建物附属設備及び構築物については、2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法、2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したものは定率法、2016年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。それ以外については、2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法、2007年4月1日以降に取得したものは、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 7～15年

車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 製品保証引当金

製品の自主回収及び無償保証期間に基づく修理の支払いに備えるため、合理的に見込まれる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、「オフィス機器」、「インダストリアル機器」の2つを事業としております。「オフィス機器」は、事務機・文具関連製品の製造販売をしております。「インダストリアル機器」は、建築用機械器具・住宅設備機器の製造販売をしております。

当該販売については、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

2.貸借対照表に関する注記

(1)受取手形割引高	70 百万円
電子記録債権割引高	105 百万円
(2)有形固定資産減価償却累計額	46,592 百万円
(3)関係会社に対する短期金銭債権	6,239 百万円
(4)関係会社に対する長期金銭債権	1,630 百万円
(5)関係会社に対する短期金銭債務	6,126 百万円

(6)土地再評価差額金

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は次のとおりであります。

土地	△1,571 百万円
----	------------

3.損益計算書に関する注記

・関係会社に対する取引高

売上高	26,691 百万円
仕入高	17,748 百万円
その他の営業取引高	2,468 百万円
営業取引以外の取引高	1,595 百万円

4.株主資本等変動計算書に関する注記

・当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	574,598 株
------	-----------

5.税効果会計に関する注記

・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,730 百万円
賞与引当金	710 百万円
投資有価証券評価損	257 百万円
製品品質保証引当金	150 百万円
調査研究費	92 百万円
その他	372 百万円
繰延税金資産小計	3,314 百万円
評価性引当額	△393 百万円
繰延税金資産合計	2,920 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,053 百万円
土地圧縮積立金	△59 百万円
償却資産圧縮積立金	△17 百万円
その他	△17 百万円
繰延税金負債合計	△1,147 百万円
繰延税金資産の純額	1,772 百万円

上記の他、土地再評価に係る繰延税金負債が 488 百万円計上されております。

・法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

・法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該の差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.67%
住民税均等割	0.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.75%
賃上げ促進税制による税額控除	△0.73%
試験研究費税額控除	△3.44%
その他	△0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.50%

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	MAX USA CORP.	(所有) 直接 100%	当社製品の 販売	当社製品の販 売(注 1)	13,576	売掛金	2,917
	MAX EUROPE B. V.	(所有) 直接 100%	当社製品の 販売、 資金の預り	当社製品の販 売(注 1) 利息の支払 (注 2)	10,359 98	売掛金 短期借入金	1,974 2,495
	MAX (THAILAND) CO., LTD.	(所有) 直接 100%	当社グルー プ製品の 製造、 貸付金の 貸付	貸付金の回収 利 息 の 受 取 (注 3)	633 73	短期貸付金 長期貸付金	296 1,060

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し価格交渉の上で決定しております。

(注 2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注 3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社では、「オフィス機器」、「インダストリアル機器」の2つを事業としております。「オフィス機器」は、主として日本及びアジアの顧客に対して、事務機・文具関連製品の製造販売をしております。「インダストリアル機器」は、主として日本、北米及びヨーロッパの顧客に対して、建築用機械器具・住宅設備機器の製造販売をしております。

取引の対価は、商品及び製品の引渡し後、国内で概ね2ヶ月、海外で概ね3ヶ月以内に受領しており、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

当社のオフィス機器及びインダストリアル機器においては、金券の付与等の顧客へ支払われる対価がありますが、顧客から受領する個別の財又はサービスと交換に支払われる場合を除き、取引価格から減額しております。

履行義務の充足時点については、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、当該時点が商品及び製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。ただし、当該国内の販売については、出荷から顧客の検収までの期間が短期間であることを鑑み、出荷時点で収益を認識しております。

当社のインダストリアル機器における国内の販売契約において、引渡し後1～2年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- ・1株当たり純資産額 1,795 円 83 銭
- ・1株当たり当期純利益 199 円 32 銭

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 9 日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 桑 本 義 孝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上